

9
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

2025年 9月号

September No. 100

もくじ

【速報】 令和7年度の地域別最低賃金額の改定額が公表されました	・・・2.3
令和6年度長時間労働に関する監督指導 約81%が労働基準関係法令違反	・・・4
19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について 厚労省が通達を公表	・・・5
令和6年度 男性の育休取得率過去最高 若年層の希望は満たせていない？	・・・6
高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業給付の支給限度額等の変更	・・・7
スポットワークにおける留意事項等を取りまとめたリーフレットを公表	・・・8
【速報】 2025年度の最低賃金	・・・9
人事労務の統計指標	・・・10.11
営業日のお知らせなど	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目8-27
ポートビル4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

【速報】令和 7 年度の地域別最低賃金額の改定額が公表されました ①

全国の最低賃金
(時給・円)

全国平均

未定

北海道
1,075

青森
1,029

秋田 岩手
1,031 1,031

山形 宮城
(未定) 1,038

新潟
1,050

福島
(未定)

栃木 茨城
1,068 1,074

埼玉 千葉
1,141 1,140

東京 1,226

神奈川
1,225

福井 石川 富山
1,053 1,054 1,062

滋賀 岐阜 長野
1,080 1,065 1,061

奈良 三重 愛知
1,051 1,087 1,140

和歌山
1,045

京都
1,122

大阪
1,177

兵庫
1,116

島根 鳥取
1,033 1,030

広島 岡山
1,085 1,047

山口
1,043

愛媛 香川
1,033 1,036

高知 徳島
1,023 1,046

長崎 佐賀 福岡
(未定) 1,030 1,057

熊本 大分
(未定) (未定)

鹿児島 宮崎
1,026 1,023

沖縄
1,023

※発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

都道府県名	答申された改定額 ()内は令和 6 年度	発効予定年月日	都道府県名	答申された改定額 ()内は令和 6 年度	発効予定年月日
北海道	1,075 円 (1,010 円)	令和 7 年 10 月 4 日	滋 賀	1,080 円 (1,017 円)	令和 7 年 10 月 5 日
青 森	1,029 円 (953 円)	令和 7 年 11 月 21 日	京 都	1,122 円 (1,058 円)	令和 7 年 11 月 21 日
岩 手	1,031 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日	大 阪	1,177 円 (1,114 円)	令和 7 年 10 月 16 日
宮 城	1,038 円 (973 円)	令和 7 年 10 月 4 日	兵 庫	1,116 円 (1,052 円)	令和 7 年 10 月 4 日
秋 田	1,031 円 (951 円)	令和 8 年 3 月 31 日	奈 良	1,051 円 (986 円)	令和 7 年 11 月 16 日
山 形	未定 (955 円)	令和 年 月 日	和歌山	1,045 円 (980 円)	令和 7 年 11 月 1 日
福 島	未定 (955 円)	令和 年 月 日	鳥 取	1,030 円 (957 円)	令和 7 年 10 月 4 日
茨 城	1,074 円 (1,005 円)	令和 7 年 10 月 12 日	島 根	1,033 円 (962 円)	令和 7 年 11 月 17 日
栃 木	1,068 円 (1,004 円)	令和 7 年 10 月 1 日	岡 山	1,047 円 (982 円)	令和 7 年 12 月 1 日
群 馬	1,063 円 (985 円)	令和 8 年 3 月 1 日	広 島	1,085 円 (1,020 円)	令和 7 年 11 月 1 日
埼 玉	1,141 円 (1,078 円)	令和 7 年 11 月 1 日	山 口	1,043 円 (979 円)	令和 7 年 10 月 16 日
千 葉	1,140 円 (1,076 円)	令和 7 年 10 月 3 日	徳 島	1,046 円 (980 円)	令和 8 年 1 月 1 日
東 京	1,226 円 (1,163 円)	令和 7 年 10 月 3 日	香 川	1,036 円 (970 円)	令和 7 年 10 月 18 日
神奈川	1,225 円 (1,162 円)	令和 7 年 10 月 4 日	愛 媛	1,033 円 (956 円)	令和 7 年 12 月 1 日
新 潟	1,050 円 (985 円)	令和 7 年 10 月 2 日	高 知	1,023 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
富 山	1,062 円 (998 円)	令和 7 年 10 月 12 日	福 岡	1,057 円 (992 円)	令和 7 年 11 月 16 日
石 川	1,054 円 (984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	佐 賀	1,030 円 (956 円)	令和 7 年 11 月 21 日
福 井	1,053 円 (984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	長 崎	未定 (953 円)	令和 年 月 日
山 梨	1,052 円 (988 円)	令和 7 年 12 月 1 日	熊 本	未定 (952 円)	令和 年 月 日
長 野	1,061 円 (998 円)	令和 7 年 10 月 3 日	大 分	未定 (954 円)	令和 年 月 日
岐 阜	1,065 円 (1,001 円)	令和 7 年 10 月 18 日	宮 崎	1,023 円 (952 円)	令和 7 年 11 月 16 日
静 岡	1,097 円 (1,034 円)	令和 7 年 11 月 1 日	鹿 児 島	1,026 円 (953 円)	令和 7 年 11 月 1 日
愛 知	1,140 円 (1,077 円)	令和 7 年 10 月 18 日	沖 縄	1,023 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
三 重	1,087 円 (1,023 円)	令和 7 年 11 月 21 日	全国加重平均額		未定 (1,055 円)

【速報】令和 7 年度の地域別最低賃金額の改定額が公表されました ②

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ公表しました。これは、令和 7 年 8 月に開催された中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

■各都道府県に適用される引上げ額の目安ランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

最低賃金引上げ額一覧（2025年度）

【2025/9/1時点】

												北海道 65		
												青森 76		
												秋田 80	岩手 79	
												山形 (未定)	宮城 65	
												新潟 65	福島 (未定)	
												群馬 78	栃木 64	茨城 69
												山梨 64	埼玉 63	千葉 64
												静岡 63	東京 63	
												神奈川 63		

令和 6 年度の長時間労働に関する監督指導 約 81%が労働基準関係法令違反

厚生労働省は、令和 6 年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。令和 6 年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

令和 6 年度の監督指導実施状況の ポイントと主な監督指導事例

●令和 6 年度の監督指導実施状況のポイント

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに、26,512 事業場に対し監督指導を実施し、21,495 事業場（81.1%）で労働基準関係法令違反が認められた。

<主な法違反>

- ・違法な時間外労働があったもの→11,230 事業場（42.4%）
- ・賃金不払残業があったもの→2,118 事業場（8.0%）
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→5,691 事業場（21.5%）

●主な監督指導事例／卸売業（労働者約 300 人）に対して行われた監督指導の事例

1. 労働者 1 人について、36 協定で定めた上限時間（月 75 時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内）を超える、最長で 1 か月当た

り 127 時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

➡監督指導の内容

- 36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 32 条違反）
- 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 36 条第 6 項違反）
- 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

2. また、勤怠管理システム上の残業申請の時間と、出社・退社時に行う IC カードの打刻記録との間に、長い者で 1 日当たり 3 時間程度の乖離が発生しているものの、その時間数や理由を確認していない状況が認められた。

➡監督指導の内容

- 労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施することを指導
- 過去に遡って労働者に事実関係の聞き取りなどの実態調査を行い、調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要になる場合は、追加で当該差額を支払うことを指導

時間外労働の上限規制など、企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールにはさまざまなものがありますので、違反がないか、定期的にチェックしておく必要があるでしょう。不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」厚労省が通達を公表

厚生労働省から、「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について（令和 7 年 7 月 4 日保発 0704 第 1 号・年管発 0704 第 1 号）ほか」という通達が発出されました。

その内容を確認しておきましょう。



健康保険などの被扶養者の認定について、取り扱いが変更されたのは、19 歳以上 23 歳未満の者（大学生年代の方）の年間収入に係る認定要件です。

それ以外の者の年間収入に係る認定要件は、これまでどおり、原則として 130 万円未満です。

大学生年代の方を除き、パートの方などが就業調整を行う状況は変わらない

（それどころか、最低賃金が引き上げられると就業調整を行う方が増える）と思われますので、就業調整でお困りの場合は、前月号で紹介した「キャリアアップ助成金／短時間労働者労働時間延長支援コース」の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

不明な点や知りたいことがあれば、気軽にお声掛けください。

通達「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」のポイント

この通達は、令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について、下記のような取り扱いの変更を行うものです。



□認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては、その額を 150 万円未満として取り扱う。

□上記の取り扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。



令和6年度 男性の育休取得率 40.5%(過去最高) 若年層の希望は満たせていない？

厚生労働省から、「令和6年度 雇用均等基本調査」の結果が公表されました。また、「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」の結果（速報）も公表されました。両調査の結果から、育休取得率と若年層の育休取得期間の希望を紹介します。取得率は上がっても、若年層の希望を満たしているわけではないことが伺えます。

男性の育休の取得率が大幅に上昇（約30%→約40%）しましたが、その背景には、令和4年10月から施行された「産後パパ育休」の普及があるといわれています（上記の調査結果からもそれは明らか）。

しかし、「産後パパ育休」は、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる制度であり、その期間は、同一の子について最大28日間です。「産後パパ育休」の取得だけでは、若年層の男性の育休取得期間の希望は満たせていないといえます。

上記は一例ですが、若年層の人材を確保することを考えると、「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」の結果は確認しておきたいところです。

ご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。また、最近の改正の動向も含め、育児・介護関連の規定の内容についても、気軽にお問い合わせください。

育休取得率と若年層の育休取得期間の希望（厚労省の調査結果より）

<令和6年度 雇用均等基本調査>

●事業所調査／育児休業取得者の割合

- ・女性：86.6%（令和5年度84.1%）
- ・男性：40.5%（同30.1%）
- ・男性について、育児休業を取得した者のうち「産後パパ育休」の取得率は82.6%

<若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）>

●家事・育児と仕事の両立意識／育休取得期間の希望

- ・若年社会人の約8割が1か月以上の育休取得を希望
- ・男性は、70.0%が1か月以上の育休取得を希望

■あなたは、ご自身で育休をどの程度取得したいと思いますか。

■ 1週間未満 ■ 1-2週間未満 ■ 2週間-1ヶ月未満 ■ 1ヶ月-3ヶ月未満 ■ 3ヶ月-6ヶ月未満 ■ 6ヶ月-9ヶ月未満 ■ 9ヶ月-1年未満 ■ 1年-2年未満 ■ 2年以上



高年齢雇用継続給付・介護休業給付・ 育児休業給付の支給限度額等の変更

令和7年8月から、雇用保険の給付である高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業等給付の支給限度額等が変更されています（以下で変更内容紹介）。

高年齢雇用継続給付・ 介護休業給付・育児休業等給付の 支給限度額等の変更

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）

●支給限度額：R7.7.31まで 376,750 円
→ R7.8.1から 386,922 円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（386,922 円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、386,922 円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

●最低限度額：R7.7.31まで 2,295 円
→ R7.8.1から 2,411 円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

〈補足〉60歳到達時の賃金が上限額超又は下限額未満の場合、賃金日額ではなく、上限額又は下限額を用いて支給額を算定しますが、その上限額又は下限額も変更されています。



介護休業給付（介護休業給付金）

上限額：R7.7.31まで 347,127 円
→ R7.8.1から 356,574 円

育児休業給付（出生時育児休業給付金・ 育児休業給付金）

出生時育児休業給付金

上限額（支給率 67%）：R7.7.31まで 294,344 円 → R7.8.1から 302,223 円

育児休業給付金

上限額（支給率 67%）：R7.7.31まで 315,369 円 → R7.8.1から 323,811 円

上限額（支給率 50%）：R7.7.31まで 235,350 円 → R7.8.1から 241,650 円

出生後休業支援給付（出生後休業支援給付金）

上限額：R7.7.31まで 57,111 円
→ R7.8.1から 58,640 円

育児時短就業給付（育児時短就業給付金）

●支給限度額：R7.7.31まで 459,000 円
→ R7.8.1から 471,393 円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（471,393 円）以上であるときには、育児時短就業給付は支給されません。また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、471,393 円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

●最低限度額：R7.7.31まで 2,295 円
→ R7.8.1から 2,411 円

育児時短就業給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

「スポットワーク」における留意事項等を取りまとめたリーフレットを公表(厚労省)

厚生労働省から、いわゆる「スポットワーク」における留意事項等を取りまとめた労働者及び事業主（使用者）向けのリーフレットが公表されました。

ここでは、事業主（使用者）向けのリーフレットの概要を紹介します。



厚生労働省のリーフレット 『「スポットワーク」の労務管理』の 表紙と概要

「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の 労務管理

労働に関する
トラブル
にならない
ために



急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※ このリーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の業務を内容とする雇用契約のもとで働くことを指しています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者（以下「スポットワーク仲介事業者」という。）が提供する雇用仲介アプリ（以下「アプリ」という。）を利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とします。

掲載内容

- ① 労働契約締結時における注意点
- ② 休業させる場合の注意点
- ③ 賃金・労働時間に関する注意点
- ④ その他の注意点
 - ・通勤途中または仕事中にケガをした場合
 - ・労働災害防止対策も事業主の義務です
 - ・ハラスメント対策も事業主の義務です

たとえば、②の「休業させる場合の注意点」では、労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業又は仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、スポットワーカーに対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要があることが紹介されています。

厚生労働省では、今後もこのリーフレットを活用して、いわゆる「スポットワーク」における留意事項等の周知を図っていくこととしています。

リーフレットをご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。

【速報】2025年度の最低賃金

今年度の最低賃金の目安額

8月4日に開かれた今年度の最低賃金の目安額を決める「中央最低賃金審議会」で、今年度の引上げ額の目安について、全国平均で過去最大【63円（+6.0%）】とすることが決まりました。目安通りとなれば、全国平均は1,118円となります。

- ▶Aランク：63円
・・東京、大阪、愛知など（6都府県）
- ▶Bランク：63円
・・広島、岡山、福岡など（28道府県）
- ▶Cランク：64円
・・鳥取、高知、沖縄など（13県）

2013年度の全国平均【764円】だった最低賃金も、年々右肩上がりに上昇。2015～2019年度までの5年間で、全国平均の時給で【18～27円】引上げられています。

2020年度はコロナ禍で【1円】にとどまりましたが、2021～2024年度までの引き上げは4年連続で過去最大でした。

2021年度【28円】、2022年度【31円】、2023年度【43円】、2024年度【51円】。その結果、最低賃金は全国平均で2023年度に初めて1,000円を超え、昨年度は1,055円となりました。そして今年度の引き上げにより、全ての都道府県における最低賃金が1,000円を超えることになります。

地域別最低賃金

さて、全国引上げ額の目安に基づいて都道府県ごとに定められるのが「地域別最低賃金」です。例年であれば8月中に全ての都道府県の額が決まるはずなのですが、今年度は様相が異なります。

8月26日時点で決まっているのは33都道府県のみ。残る14県は審議中となっています。審議中14県の内、8県がCランクとなっていることから、今年度も最下位脱出争いというチキンレースが繰り広げられているといった印象です。

また、Cランクの引上げ額が大きいというのも特徴的です。現時点で秋田県【80円（+16円）】が最大となっていますが、軒並み70円を超える引上げ額となっています。おそらくCランク全てが70円を超えてくるのはほぼ確実だと思われます。

留意事項

留意事項は適用時期です。毎年10月を基準に適用されてきた地域別最低賃金ですが、今年度は大幅な引上げの準備期間が必要と判断したことで、なんと秋田県では2026年3月31日適用（2025年ではない）という異例づくめの状況です。

今年度の適用時期は全体的に遅らせた都道府県が多いので、社内の賃金見直し時期につきましては、くれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

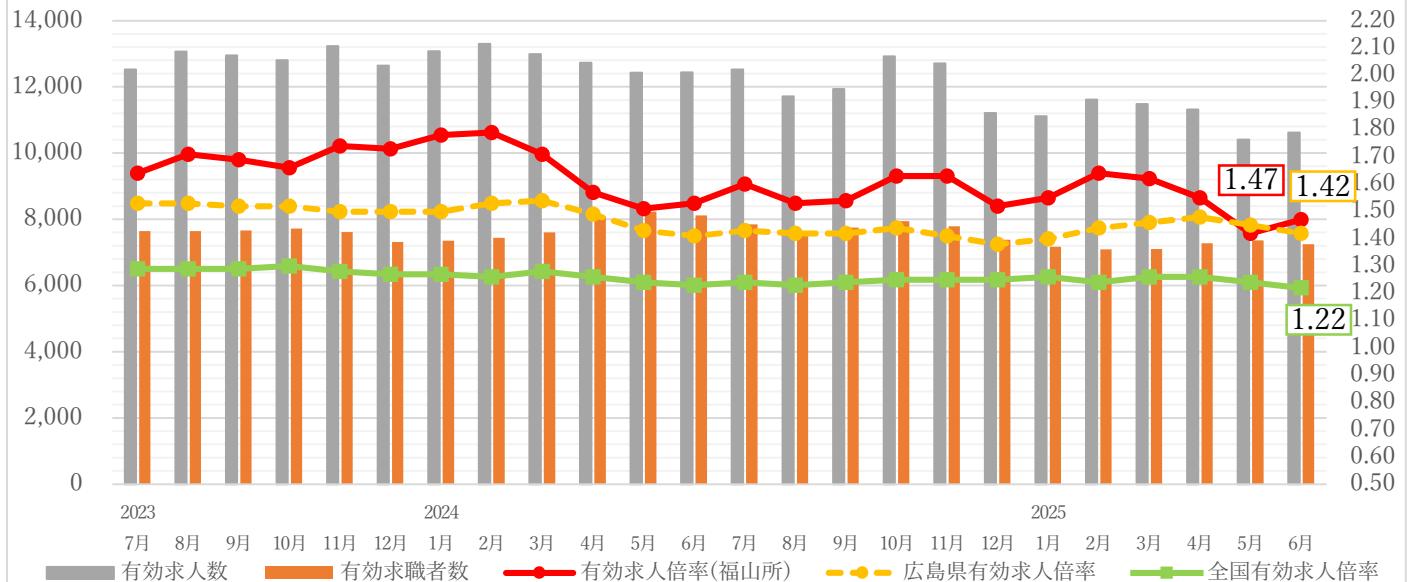
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025 年 6 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国 1.22 倍	有効求人数	全国 2,291,278 人	有効求職者数	全国 2,003,370 人
	広島県 1.42 倍		広島県 61,392 人		広島県 43,247 人
	福山市 1.47 倍		福山市 10,615 人		福山市 7,245 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

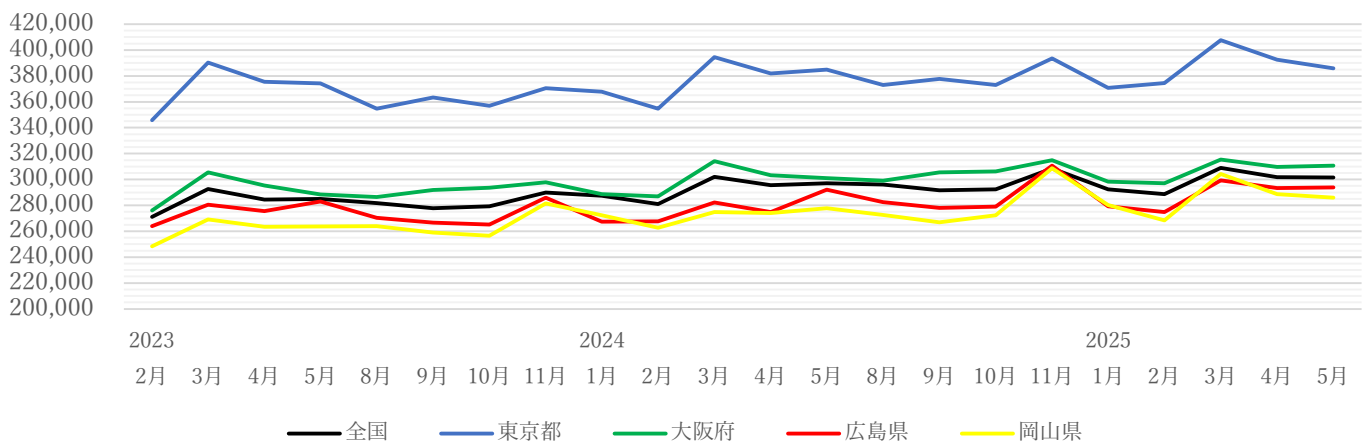
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2025 年 5 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
301,592 円	385,817 円	310,569 円	293,818 円	285,883 円

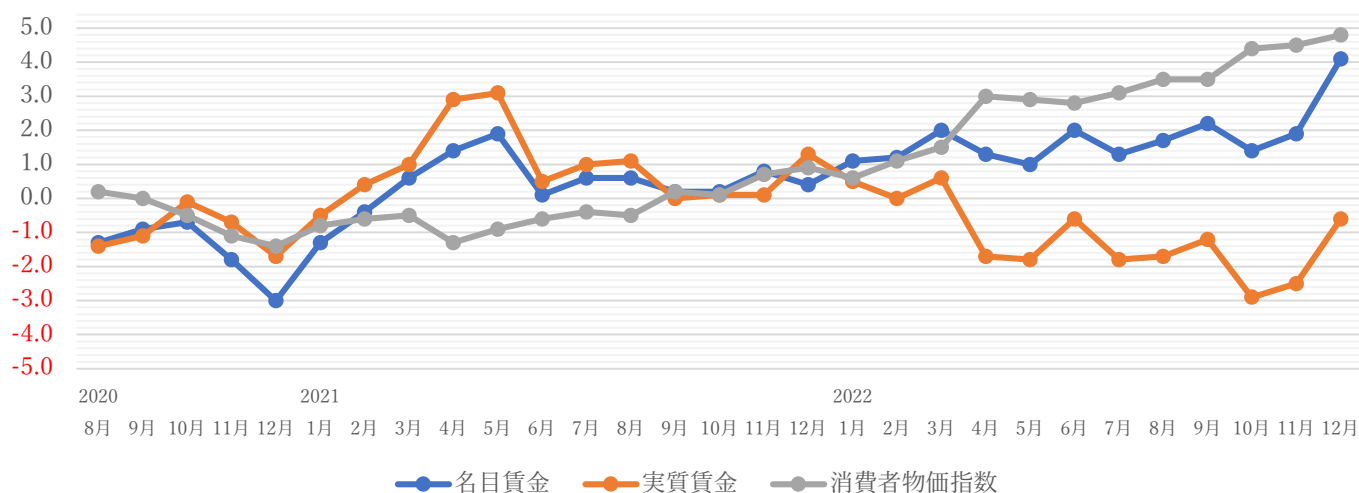
現金給与総額 (5人以上)



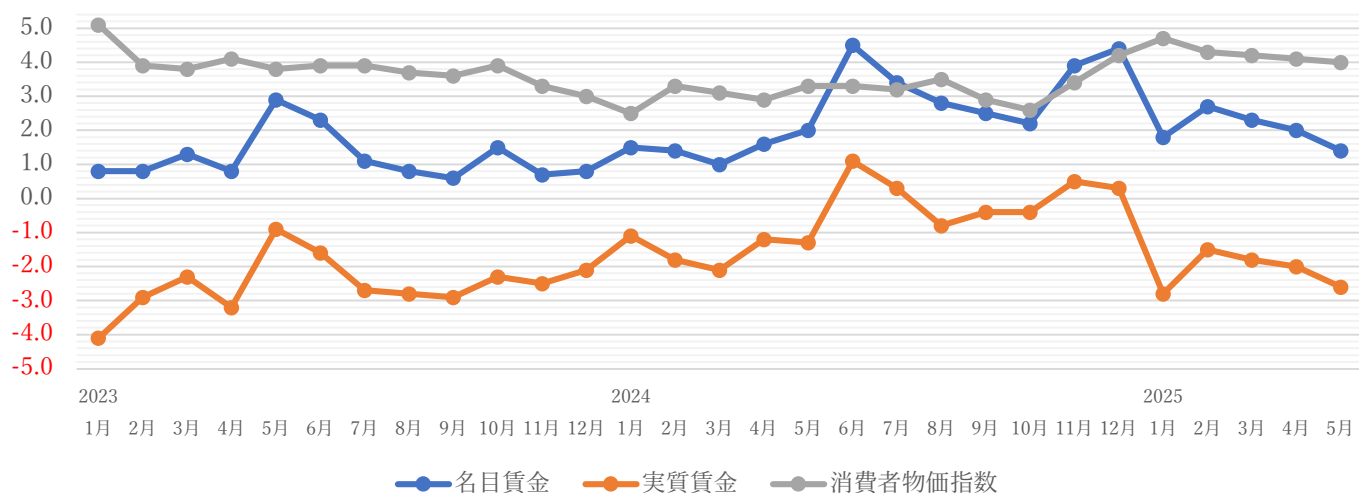
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

名目・実質賃金の伸び率 2020年8月－2022年12月



名目・実質賃金の伸び率 2023年1月－2025年5月



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

名 目 賃 金：労働に対して支払われた貨幣額で示された賃金

実 質 賃 金：実際に支給される名目賃金の額から物価の変動分を取り除いた値

消費者物価指数：全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの

[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2025						
09 September						
						
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
9月

9/10

● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 7月決算法人の確定申告と納税・2026年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

